

# 長野市犯罪被害者等給付金のご案内

市では、犯罪被害に遭われた被害者等(家族、遺族を含む)<sup>あ</sup>への支援として、「支援金」や「日常生活支援助成金」の給付をします。

## ① 犯罪被害者等支援金

- 対象となる犯罪：殺人、強盗致死、傷害、危険運転致死傷などの故意犯
- 対象となる方：当該犯罪行為が行われたときに、市民であった方
  - (1)遺族支援金：犯罪行為により亡くなられた方の遺族(※)
  - (※)遺族とは次の①から⑥までの遺族のうち、続柄の前の数字が最も小さい第1順位遺族をいいます。①配偶者(事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者、及び性的少数者のパートナーを含む)、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
  - (2)重傷病支援金：犯罪行為により重傷病を負った被害者ご本人
- (1)遺族支援金 30万円 (2)重傷病支援金 10万円

## ② 犯罪被害者等日常生活支援助成金

民間または公共サービスを利用した際の費用の一部を市民に助成します。

- 対象となる犯罪：殺人、強盗致死、傷害、危険運転致死傷などの故意犯  
過失運転致死傷などの過失犯
- 対象となる方：犯罪被害者、その遺族及び家族(※)
- (※)遺族や家族とは、配偶者(事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者、及び性的少数者のパートナーを含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹をいいます。

日常生活支援内容	助成金 ※いずれも上限
家事、育児及び介護サービス	5,000円/時間(72時間)
配食サービス	1人1,000円/日(30日)
一時保育利用	2,300円/回(10回)
転居費用	200,000円/回(2回)
カウンセリング費用等	5,000円/回(10回)
報道対応	230,000円
弁護士相談	10,000円/回(5回)

※①と②の給付金は令和5年4月1日以降に発生した犯罪行為における犯罪被害について適用します。  
その他、支援金、助成金以外の支援についてもご相談に応じます。



お問い合わせ 長野市犯罪被害者等支援「総合的対応窓口」

電話番号:026-224-5032 FAX番号:026-224-7547

長野市役所 地域・市民生活部 人権・男女共同参画課  
長野市大字鶴賀緑町1613番地 第一庁舎4階



長野市  
ホームページ  
はこちらから